

共済団体向けの総合的な監督指針

(中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律)

様式

令和5年6月

厚生労働省 雇用環境・均等局

共済団体向けの総合的な監督指針(様式集)

共済団体が使用する申請書等及び当局からの通知書等について、使用頻度の高いものについて参考書式として下記のとおり取りまとめたので活用されたい。

なお、届出において、同一日に複数の届出が必要となった場合は、届出の根拠となる法令等及び必要事項が記載されていれば、1つにまとめられた届出であったとしてもそれぞれ必要となる届出として受理することは差し支えない。

また、本件書式については、申請者等に強制するものではなく、共済団体から提出される申請書等の内容について必要事項が記載されているものについては当該申請書を受理するものとし、共済団体に過度の事務負担をかけることのないよう留意するものとする。

編綴順

I. 共済団体等関係

II. 募集人等、システム障害関係

III. 共済規程等関係

申請書等様式集 I 共済団体等関係

- 別紙様式 I-1 共済事業の認可申請書
- 別紙様式 I-2-1 保険計理人意見書(認可申請用)
- 別紙様式 I-2-2 保険計理人意見書(変更認可申請用)
- 別紙様式 I-3 保険計理人意見書(保有契約の責任準備金の積立確認用(包括移転))
- 別紙様式 I-4 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律第32条に規定する命令について
- 別紙様式 I-5 共済規程記載項目一覧表
- 別紙様式 I-6 事業計画書記載項目(例)
- 別紙様式 I-7 事業計画書事業収支計画記載例
- 別紙様式 I-8 誓約書
- 別紙様式 I-9 (理事、監事)履歴書
- 別紙様式 I-10 共済規程の変更認可申請書
- 別紙様式 I-11 共済規程の変更届出書
- 別紙様式 I-12 役員就退任届出書
- 別紙様式 I-13 事務所の位置の変更届出書
- 別紙様式 I-14 業務報告書の提出延期承認申請書
- 別紙様式 I-15 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始延期承認申請書
- 別紙様式 I-16 価格変動準備金の不積立ての認可申請書
- 別紙様式 I-17 価格変動準備金の取崩しの認可申請書
- 別紙様式 I-18 異常危険準備金の取崩し届出書
- 別紙様式 I-19 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始届出書
- 別紙様式 I-20 不祥事件届出書
- 別紙様式 I-21 合併の認可申請書
- 別紙様式 I-22 定款変更届出書
- 別紙様式 I-23 定款変更認可申請書
- 別紙様式 I-24 共済事業に係る会計から他の業務に係る会計へ資金を運用すること等についての承認申請書
- 別紙様式 I-25 共済契約の移転の認可申請書(法第36条)

別紙様式 I-26	共済契約の移転の認可申請書（法第 37 条）
別紙様式 I-27	事業譲渡等の認可申請書
別紙様式 I-28	業務及び財産の管理の委託の認可申請書
別紙様式 I-29	業務及び財産の管理の委託の変更・解除認可申請書
別紙様式 I-30	共済事業の開始届出書
別紙様式 I-31	特殊関係者を新たに有することとなった届出書
別紙様式 I-32	特殊関係者でなくなった届出書
別紙様式 I-33	特殊関係者の主な業務の内容変更届出書
別紙様式 I-34	子会社が子会社でなくなった届出書
別紙様式 I-35	子会社の商号変更届出書
別紙様式 I-36	子会社の本店の所在地変更届出書
別紙様式 I-37	子会社の業務の内容変更届出書
別紙様式 I-38	子会社の合併届出書
別紙様式 I-39	子会社の解散（又は業務の全部の廃止）届出書
別紙様式 I-40	共済契約管理業者の廃業等届出書
別紙様式 I-41	共済団体の解散等認可申請書

申請書等様式集 II 募集人等、システム障害関係

別紙様式 II-1	共済代理店設置届出書
別紙様式 II-2	共済代理店廃止届出書
別紙様式 II-3	障害等発生報告書

申請書等様式集 III 共済規程等関係

別紙様式 III-1	検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について
別紙様式 III-2	連絡箋
別紙様式 III-3	応接箋
別紙様式 III-4	共済事業の認可について

- 別紙様式 Ⅲ－５ 共済事業の不認可について
- 別紙様式 Ⅲ－６ 子会社の保有についての承認申請書
- 別紙様式 Ⅲ－７ 他の事業の承認申請書
- 別紙様式 Ⅲ－８ 他の事業（休止・廃止・再開）届出書

厚生労働大臣 殿

名 称
代表者名

共済事業の認可申請書

当法人は、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号。以下「法」という。)に基づく共済事業を行いたく、法第5条の規定に基づき、別紙のとおり共済事業の認可を申請いたします。

添付書類

1. 法第5条第1項に掲げる事項

- (1) 名称
- (2) 純資産額として厚生労働省令で定める方法により算定される額
- (3) 理事及び監事の氏名並びに会計監査人の氏名又は名称
- (4) 認可を受けようとする共済事業の種類
- (5) 労働災害等防止事業の内容
- (6) 共済事業及び労働災害等防止事業以外の事業を行うときは、その事業の内容
- (7) 事務所の所在地

2. 法第5条第2項に掲げる書類

- (1) 定款
- (2) 共済規程

3. 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則(令和5年厚生労働省令第72号)第4条に掲げる書類

- (1) 一般社団法人又は一般財団法人の登記事項証明書
- (2) 共済事業(これに附帯する業務を含む。)に係る事業計画書
- (3) 共済事業以外の事業に係る事業計画書
- (4) 最終の貸借対照表、損益計算書その他の当該認可申請者の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- (5) 一般社団法人にあつてはその社員の名簿、一般財団法人にあつてはその設立者及び評議員の名簿
- (6) 理事及び監事の履歴書
- (7) 理事及び監事が法第6条第1号へ(1)から(8)までのいずれにも該当しない者であることを当該理事及び監事が誓約する書面
- (8) 純資産額(法第5条第1項第2号の規定により算定される額)の算出根拠を記載した書面
- (9) 共済事業に関する知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況を記載した書類
- (10) 共済事業以外の業務に係る次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 当該業務の種類
 - ロ 当該業務の方法
 - ハ 当該業務の開始年月日又は開始予定年月日
 - ニ 当該業務を所掌する組織及び人員配置
 - ホ 当該業務の運営に関する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものをいう)
- (11) 認可申請者が子会社等(法第11条第4項に規定する子会社等をいう。)を有する場合には、次に掲げる書類
 - イ 当該子会社等の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書類
 - ロ 当該子会社等の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書類
 - ハ 当該子会社等の業務の内容を記載した書類
 - ニ 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

別紙様式 I - 2 - 1

文 書 番 号

年 月 日

厚生労働大臣 殿

名称

共済計理人名

共済計理人意見書

(認可申請用)

〇〇の認可申請書(〇年〇月〇日 号)に添付されている、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第 80 号)第5条第2項第2号に掲げる書類に記載された共済掛金及び責任準備金の算出方法が、共済数理に基づき合理的かつ妥当なものであることを確認した。

添付書類

別紙様式 I - 2 - 2

文書番号

年月日

厚生労働大臣 殿

名称

共済計理人名

共済計理人意見書

(変更認可申請用)

〇〇の変更認可申請書(〇年〇月〇日 号)による変更後の中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第 80 号)第5条第2項第2号に掲げる書類に定めた事項が、共済数理に基づき合理的かつ妥当なものであることを確認した。

添付書類

別紙様式 I - 3

文 書 番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

(移転先団体)
名称
共済計理人名

共済計理人意見書
(保有契約の責任準備金の積立確認用(包括移転))

〇〇の共済契約の移転の認可申請書(〇年〇月〇日 号)の添付書類(中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則(令和5年厚生労働省令第72号)第60条第2項第7号に掲げる書類)に記載された移転対象契約の責任準備金が、共済数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることを確認した。

添付書類

文 書 番 号
年 月 日

(名称)
(代表者名)

厚生労働大臣

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る
共済事業に関する法律第 32 条に規定する命令について

貴法人における中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第 80 号)第5条第2項第2号に掲げる書類(共済規程)について、下記に該当するので期日までに変更することを命じます。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6か月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

1. 該当する事由
2. 変更を命ずる事項
3. 期日

共済規程記載項目一覧表

記載事項	記載内容等(参考)
1. 共済事業の実施方法に関する事項	
共済の種類	共済の種類別に記載
共済事業を行う区域その他事業の実施方法	その他事業に関する事項
共済契約者の範囲	この共済の共済契約者となることができる者の範囲を記載
被共済者の範囲	【被共済者の範囲】 共済給付又は共済金の種類別に、被共済者を特定して記載
共済金額及び共済期間に関する事項	共済金額・共済期間・共済年齢範囲について記載
被共済者の選択	【危険選択の基準・手段】 危険選択の方法及びその基準 更新時における危険選択の取扱い
共済契約の締結の手続きに関する事項	【契約の締結の手続き】 共済契約の申込みに関する事項 引受けの可否の決定に関する事項 共済金額及び共済掛金の決定に関する事項 共済証券の発行・交付に関する事項 被共済者の同意 申込みの承諾通知 共済契約の失効・復活 共済契約の更新 【被共済者同意】 被共済者本人による確認措置
共済掛金の収受に関する事項	【共済掛金の収受】 共済掛金の払込方法(回数・経路) 共済掛金収納時の領収書交付等 共済掛金の払込猶予期間
共済金及び払い戻される共済掛金その他の返戻金の支払いに関する事項	【共済金の支払い】 共済金の支払いに関する事項 【共済掛金の払戻し、その他の返戻金の支払い】 払戻事由、払戻場所 【遅延損害金に関する事項】 遅延損害金に関する項目

共済規程記載項目一覧表

記載事項	記載内容等(参考)
共済証券、共済契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に関する事項	<p>【共済証券の記載事項】 共済証券に記載する項目</p> <p>【共済契約申込書及び告知書並びに添付すべき書類の記載事項】 共済契約申込書に記載する項目 告知書に記載する項目</p>
インターネットによる共済販売の取扱い	<p>本人確認に関する措置</p> <p>契約に関する情報の不備等を防止するための措置</p> <p>共済契約者等に係る情報の漏えいを防止するための措置</p>
共済契約の特約に関する事項	<p>付加する特約の種類</p> <p>特約の期間、共済掛金払込方法</p> <p>その他特約の内容について記載</p>
契約者割戻しに関する事項	<p>契約者割戻し準備金への繰入限度に関する事項</p> <p>契約者割戻しの割当てと支払い方法</p>
共済金額、共済の種類又は共済期間を変更する場合の取扱いに関する事項	<p>変更前、変更後の契約内容及び変更できる時期、条件に関する事項</p>
2. 共済契約に関する事項	
共済金の支払事由	<p>共済金を支払う場合</p> <p>共済金を支払わない場合</p> <p>各共済種類の支払条件や内容について</p>
共済契約の無効原因	<p>契約が取消しや無効となる原因</p>
共済団体としての共済契約に基づく義務を免れるべき事由	<p>免責の条件</p>
共済掛金の増額又は共済金の削減に関する事項	<p>共済掛金の増額又は共済金の削減に関する事項</p>
共済団体としての義務の範囲を定める方法及びその義務の履行の時期	<p>共済金の請求手続き及び支払いの時期</p>
共済契約者又は被共済者が共済規程に基づく義務の不履行のために受けるべき不利益	<p>共済掛金の払込み、猶予期間、共済契約の失効</p>
共済契約の全部又は一部の解除の原因及び当該解除の場合における当事者の有する権利及び義務	<p>告知義務違反による解除</p> <p>重大事由による解除</p>

共済規程記載項目一覧表

記載事項	記載内容等(参考)
契約者割戻しを受ける権利を有する者がいる場合においては、その権利の範囲	契約者割戻しを受ける権利の範囲
共済契約を更新する場合における共済掛金その他の契約内容の見直しに関する事項	更新に関する事項 更新時の共済掛金その他の契約内容の見直しに関する事項
3. 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項	
共済掛金の計算の方法に関する事項	共済掛金の計算基礎 予定利率、予定解約率、予定付加保険料率、年間保険料等 ※計算の基礎となる係数を要する場合には、その係数を含む。
責任準備金の計算の方法に関する事項	責任準備金の計算基礎 共済掛金積立金 異常危険準備金 未経過共済掛金 ※計算の基礎となる係数を要する場合には、その係数を含む。 その他 支払備金(既発生未報告支払備金) 再共済に付した共済契約の責任準備金等
返戻金の額その他の被共済者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額の計算方法及びその基礎に関する事項	解約返戻金の計算等 ※計算の基礎となる係数を要する場合には、その係数を含む。
第37条第1項の契約者割戻し準備金及び契約者割戻しの計算の方法に関する事項	契約者割戻し計算基礎 契約者割戻し準備金計算基礎 ※計算の基礎となる係数を要する場合には、その係数を含む。
共済金額、共済の種類又は共済期間を変更する場合における計算の方法に関する事項	計算の基礎となる係数を要する場合には、その係数を含む。

事業計画書記載項目(例)

1. 法人概要

- (1)名称
- (2)主たる事務所等の所在地
- (3)設立時期
- (4)営業開始時期

2. 組織及び運営

- (1)組織
- (2)役員等の状況
- (3)使用人の状況
- (4)共済業務精通の状況
- (5)3年間の要員計画

3. 販売予定の共済

- (1)基本的な考え方
- (2)共済の内容

4. 共済募集

- (1)基本的な考え方
- (2)販売市場
- (3)コールセンターの内容と規模
- (4)コールセンターの管理・教育体制
- (5)営業時間

5. 契約引受

- (1)基本的な考え方
- (2)危険選択
- (3)引受基準
- (4)損害率変動リスクへの備え

6. 共済金等支払管理態勢

- (1)基本的な考え方
- (2)理事又は理事会等の関与
- (3)支払管理部門における態勢整備状況
- (4)支払査定担当者の人材育成態勢
- (5)関連部門との連携

7. 資産運用

- (1)基本的な考え方
- (2)資産運用・管理体制

8. 事務・システム

- (1)基本的な考え方
- (2)事務・システム体制

9. 人事管理

- (1)基本的な考え方
- (2)人事諸制度及び人事管理体制

10. 経営管理

- (1)基本的な考え方
- (2)経営管理体制
- (3)経営会議体
- (4)経営計画

11. 内部監査

- (1)基本的な考え方
- (2)内部監査体制

12. 事業収支計画

- (1)3年間の主要財務計画書
- (2)収支計画の諸条件及び算出根拠

業 績 予 想		第1期	第2期	第3期
主要勘定	(資産の部)			
	現金及び預貯金			
	有価証券			
	国債			
	地方債			
	...			
	有形固定資産			
	土地			
	建物			
	...			
	その他資産			
	未収金			
	未収共済掛金			
	...			
	繰延税金資産			
	貸倒引当金			
	(資産の部 合計)			
	(負債の部)			
	共済契約準備金			
	支払備金			
	責任準備金			
	契約者割戻し準備金			
	その他負債			
	借入金			
	...			
	退職給付引当金			
	価格変動準備金			
	繰延税金負債			
	(負債の部 合計)			
	(純資産の部)			
基金				
代替基金				
指定正味財産				
...				
(純資産の部 合計)				
収支見込	経常収益			
	共済掛金等収入			
	責任準備金等戻入額			
	資産運用収益			
	...			
	その他経常収益			
	経常費用			
	共済金等支払金			
	共済金			
	再共済掛金			
	...			
	責任準備金等繰入額			
	支払備金繰入額			
	...			
	資産運用費用			
	...			
	事業費			
	その他経常費用			
	経常利益(又は経常損失)			
	特別利益			
特別損失				
当期純剰余金額(又は当期純損失金額)				
前期繰越剰余(又は前期繰越損失)				
当期末処分剰余(又は当期末処理損失)				
役員又は使用人の数				

年 月 日

厚生労働大臣 殿

氏名

誓 約 書

私は、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第 80 号)第6条第1号へ(1)から(8)までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

なお、私は、当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、同法第 34 条に掲げる認可の取消し又は解任命令の対象となることを認識しております。

(理事、監事)履歴書

(ふりがな)		
氏名		
役職名		
常務に従事する、しない の別		
生年月日		
現住所		
最終学歴	年 月	
職歴 ※入社、退社年月を記載、保険業の場合は在職時の具体的な部署、業務の種類、当時の職階を記載。	年 月 年 月 年 月	
資格		
賞罰		

※添付書類として、住民票の抄本(住所、氏名、生年月日及び本籍地が記載されたもの)を添付すること。

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

共済規程の変更認可申請書

共済規程の変更をいたしたく、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第26条第1項の規定に基づき、認可を申請いたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 共済規程の変更に関する事項を記載した書類
- 3 共済計理人が確認した結果を記載した意見書がある場合にはその意見書
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 上記2以下の書類は、申請の内容に応じて添付すること。

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

共済規程の変更届出書

共済規程の変更をいたしたく、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第26条第2項の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 共済規程の変更に関する事項を記載した書類
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 上記2以下の書類は、申請の内容に応じて添付すること。

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

役員就退任届出書

共済団体の代表理事、共済団体の常務に従事する理事又は監事の就退任がありましたので、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第28条第5号及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則(令和5年厚生労働省令第72号)第50条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

役員の氏名	新役職名 (最終役職名)	就任(退任)日*	理 由	備 考
		年 月 日就任・退任		
		年 月 日就任・退任		
		年 月 日就任・退任		

* 該当するものに丸印を付すこと。

添付書類

- 1 履歴書(就任の場合)
- 2 住民票抄本(就任の場合。住所、氏名、生年月日及び本籍地が記載されたものを添付。)
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

事務所の位置の変更届出書

事務所の位置を変更することについて、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る
共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第28条第5号及び中小事業主が行う事業に従事する者
等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則(令和5年厚生労働省令第72号)第50条第1
項第2号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名	称	
事務所の位置	変更前	
	変更後	
変更予定日	年 月 日()	
変更の理由		
変更に係る費用		

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

文 書 番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

業務報告書の提出延期承認申請書

業務報告書の提出を延期いたしたく、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第17条第2項及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則(令和5年厚生労働省令第72号)第31条第2項の規定に基づき、別紙のとおり申請いたします。

添付書類

理由書

文 書 番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始延期承認申請書

業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始を延期いたしたく、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和3年法律第80号）第18条第4項及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則（令和5年厚生労働省令第72号）第34条第2項の規定に基づき、別紙のとおり申請いたします。

添付書類

理由書

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

価格変動準備金の不積立ての認可申請書

価格変動準備金の不積立てについて、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第22条第1項ただし書の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

価格変動準備金の取崩しの認可申請書

価格変動準備金の取崩しについて、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第22条第2項ただし書の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

異常危険準備金の取崩し届出書

異常危険準備金の取崩しをすることについて、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第28条第5号及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則(令和5年厚生労働省令第72号。以下「規則」という。)第50条第1項第9号の規定に基づき下記のとおりお届けいたします。

記

1. 取崩内容

(単位:百万円)

区 分	異常危険準備金	異常危険準備金		
年度始積立額		積立額	普通死亡リスク	
当年度積立額			災害死亡リスク	
当年度取崩額			災害入院リスク	
年度末積立額			疾病入院リスク	
			その他のリスク(第一分野共済及び第三分野共済)	
			その他のリスク(第二分野共済)	
			積限度額	普通死亡リスク
		災害死亡リスク		
		災害入院リスク		
		疾病入院リスク		
		その他のリスク(第一分野共済及び第三分野共済)		
		その他のリスク(第二分野共済)		
		取崩基準	死差損又は危険差損の額	
			利差損の額	

添付書類

2. 規則第 50 条第3項に規定する書類
3. 理由書
4. その他参考となるべき事項を記載した書類

文 書 番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始届出書

業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧を開始しましたので、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第28条第5号及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則(令和5年厚生労働省令第72号)第50条第1項第10号の規定に基づき、お届けいたします。

縦覧開始日 年 月 日

添付書類:業務及び財産の状況に関する説明書類

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

不 祥 事 件 届 出 書

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第28条第5号及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則(令和5年厚生労働省令第72号)第50条第1項第11号の規定に基づき、下記のとおりお届けします。

共 済 団 体 名	事故発生事務所等		
代理店名(店主名)及び委託状況	専属代理店・乗合代理店(代申会社) *丸で囲むこと		
事故者の役職名及び氏名 (生年月日及び年齢)	(年 月 日生 歳)	入社年月日	年 月 日 入社
法令違反の該当規定 (法令に違反しない場合は理由)		届出の根拠 規定(命令)	
共済団体が不祥事件の発生を知った日	年 月 日()	発生期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事 故 金 額 (うち実損見込み)	千円(千円)		
発 覚 の 端 緒 (日付を含めて記載する)			
事 故 の 概 要			
事故の調査・解明の 状 況			
事 後 措 置			
事故発生原因の分 析・問題認識等			
再 発 防 止 策			
処 分 内 容	事 故 者		
	関 係 者		
備 考			

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

(注)事故の詳細が判明しない、処分内容が決定しない等、後日、やむを得ず届出書の追完をする場合は、備考欄に当該事故について最初に届け出た日付を記載すること。

厚生労働大臣 殿

(吸収合併存続法人)名称
代表者名

(吸収合併消滅法人)名称
代表者名

合併の認可申請書

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号。以下「法」という。)第45条の規定に基づき合併の認可について申請いたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 合併契約の内容を記載した書面
- 3 当事者である共済団体の評議員会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- 4 各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書
- 5 2以上の共済団体を当事者とする合併の認可の申請の場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 合併後存続する共済団体が当該合併前に行っていた共済に関する次に掲げる事項
 - (1) 共済の種類
 - (2) 共済契約者の範囲
 - (3) 被共済者の範囲
 - (4) 共済金の支払事由
 - ロ 合併後存続する共済団体が当該合併後に行う共済に関するイ(1)から(4)までに掲げる事項
- 6 共済契約について、その種類ごとに共済契約者の数、共済契約の件数及び共済金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面
- 7 合併後存続する共済団体の合併後の共済規程等(当該合併により共済規程等に定めた事項に変更がある場合に限る。)
- 8 合併後存続する共済団体の合併後における収支の見込みを記載した書面
- 9 合併費用を記載した書面
- 10 法第47条において読み替えて準用する保険業法第165条の24第2項の規定による公告をしたこと及び異議を述べた共済契約者(当該公告の時ににおいて既に共済金請求権等が生じている共済契約(当該共済金請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。))に係る共済

契約者に限る。)その他の債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

- 11 法第 47 条において読み替えて準用する保険業法第 165 条の 24 第2項第4号の期間内に異議を述べた共済契約者の数が同条第6項の共済契約者の総数の5分の1を超えなかったことを証する書面又はその者の中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則(令和5年厚生労働省令第 72 号)第 70 条で定める金額が法第 47 条において読み替えて準用する保険業法第 165 条の 24 第6項の金額の総額の5分の1を超えなかったことを証する書面
- 12 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第249条第2項の規定による公告をしたときは、これを証する書面
- 13 当事者の従前の定款
- 14 合併に際して就任する理事又は監事があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

定款変更届出書

定款を変更しましたので、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第28条第3号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変 更 日	年 月 日 ()		
理 由			
変更前	変更後	備考	

添付書類

- 1 定款(写)
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

定款変更認可申請書

定款の変更をいたしたく、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第27条に基づき、認可を申請いたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 社員総会又は評議員会の議事録その他必要な手続があったことを証する書類
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

共済事業に係る会計から他の業務に係る会計へ資金を運用すること等についての承認申請書

共済事業に係る会計に関し、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第19条第2項各号に掲げる行為を行いたく、申請いたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

厚生労働大臣 殿

(移転団体) 名称
代表者名

(移転先団体) 名称
代表者名

共済契約の移転の認可申請書

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号。以下「法」という。)第36条第3項において読み替えて準用する保険業法(平成7年法律第105号)第139条に基づく共済契約の移転の認可について申請いたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 移転契約書
- 3 移転先団体の社員総会又は評議員会の議事録
- 4 移転団体及び移転先団体の貸借対照表
- 5 移転団体の財産目録
- 6 移転団体の共済契約であって法第36条第3項において読み替えて準用する保険業法第135条第1項の契約により移転先団体に移転するものとされる共済契約(以下「移転対象契約」という。)について、その共済の種類、共済契約者の範囲、被共済者の範囲及び共済金支払事由を記載した書面
- 7 移転団体を共済団体とする共済契約について、移転対象契約及び移転対象契約以外の共済契約の区別を明示して、共済契約ごとに共済契約者の数、共済契約の件数及び共済金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面
- 8 移転対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法を記載した書面
- 9 法第36条第3項において読み替えて準用する保険業法第135条第1項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面
- 10 移転先団体を共済団体とする共済契約について、その共済の種類、共済契約者の範囲、被

共済者の範囲及び共済金の支払事由を記載した書面

- 11 移転先団体を共済団体とする共済契約について、その種類ごとに共済契約者の数、共済契約の件数及び共済金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面
- 12 法第36条第3項において読み替えて準用する保険業法第137条第1項の規定による公告又は通知をしたことを証する書面
- 13 移転先団体が共済計理人を選任している場合には、移転対象契約に係る責任準備金が共済数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、共済計理人が確認した結果を記載した意見書
- 14 法第36条第3項において読み替えて準用する保険業法第137条第2項の期間内に異議を述べた共済契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、法第36条第3項において読み替えて準用する保険業法第137条第4項に定める割合を超えなかったことを証する書面
- 15 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

厚生労働大臣 殿

(移転団体) 名称
代表者名

(移転先団体) 名称
代表者名

共済契約の移転の認可申請書

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号。以下「法」という。)第37条において読み替えて準用する保険業法(平成7年法律第105号)第139条に基づく共済契約の移転の認可について申請いたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 移転契約書
- 3 移転団体及び移転先団体の社員総会又は評議員会の議事録
- 4 移転団体及び移転先団体の貸借対照表
- 5 移転団体の財産目録
- 6 移転団体の共済契約であって法第37条において読み替えて準用する保険業法第135条第1項の契約により移転先団体に移転するものとされる共済契約(以下「移転対象契約」という。)について、その共済の種類、共済契約者の範囲、被共済者の範囲及び共済金支払事由を記載した書面
- 7 移転団体を共済団体とする共済契約について、移転対象契約及び移転対象契約以外の共済契約の区別を明示して、共済契約ごとに共済契約者の数、共済契約の件数及び共済金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面
- 8 移転対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法を記載した書面
- 9 法第37条において読み替えて準用する保険業法第135条第1項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面
- 10 移転先団体を共済団体とする共済契約について、その共済の種類、共済契約者の範囲、被共済者の範囲及び共済金の支払事由を記載した書面

- 11 移転先団体を共済団体とする共済契約について、その種類ごとに共済契約者の数、共済契約の件数及び共済金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面
- 12 法第37条において読み替えて準用する保険業法第137条第1項の規定による公告又は通知をしたことを証する書面
- 13 移転先団体が共済計理人を選任している場合には、移転対象契約に係る責任準備金が共済数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、共済計理人が確認した結果を記載した意見書
- 14 法第37条において読み替えて準用する保険業法第137条第2項の期間内に異議を述べた共済契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、法第37条において読み替えて準用する保険業法第137条第4項に定める割合を超えなかったことを証する書面
- 15 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

名称
代表者名

事業譲渡等の認可申請書

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第38条において読み替えて準用する保険業法(平成7年法律第105号)第142条に基づく事業の譲渡又は譲受けの認可について申請いたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 事業の譲渡又は譲受けに係る契約の内容を記載した書面
- 3 当事者である共済団体の社員総会又は評議員会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- 4 当事者である共済団体の貸借対照表
- 5 譲渡しようとする事業又は譲り受けようとする事業に係る損益の状況を記載した書面
- 6 当該事業譲渡等を行った後における共済団体が子会社等を有する場合には、共済団体及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書面
- 7 当該事業の譲渡により当該共済団体の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類
- 8 その他参考となるべき事項を記載した書類

厚生労働大臣 殿

(委託団体)名称
代表者名

(受託団体)名称
代表者名

業務及び財産の管理の委託の認可申請書

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号。以下「法」という。)第39条第1項において読み替えて準用する保険業法(平成7年法律第105号)第145条第1項に基づく業務及び財産の管理の委託の認可について申請いたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 管理委託契約(法第39条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法第144条第1項の契約をいう。)に係る契約書
- 3 受託団体の社員総会又は評議員会の議事録
- 4 委託団体及び受託団体の貸借対照表
- 5 管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面
- 6 受託団体が委託団体の業務及び財産の管理を行う方法及び受託団体が法第39条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法第148条第1項の規定による表示をする方法を記載した書面
- 7 その他法第39条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法第145条第2項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

厚生労働大臣 殿

(委託団体)名称
代表者名

(受託団体)名称
代表者名

業務及び財産の管理の委託の変更・解除認可申請書

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第39条第1項において読み替えて準用する保険業法(平成7年法律第105号)第149条第2項に基づく業務及び財産の管理の委託の変更・解除の認可について申請いたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 管理委託契約に定めた事項の変更の認可の申請をする場合においては、変更後の管理委託契約書
- 3 委託団体及び受託団体の社員総会又は評議員会の議事録
- 4 委託団体及び受託団体の貸借対照表
- 5 管理の委託をしている業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面
- 6 管理の委託をする業務及び財産の範囲に係る変更の認可を申請する場合においては、当該変更後に管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面
- 7 その他参考となるべき事項を記載した書類

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

共済事業の開始届出書

共済事業を開始しましたので、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第28条第1号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

営 業 開 始 日	年 月 日()
職 員 数	
販 売 共 済	

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

特殊関係者を新たに有することとなった届出書

〇〇を特殊関係者として新たに有することになったため、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第28条第5号及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則(令和5年厚生労働省令第72号)第50条第1項第6号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

商号又は名称	
本店又は主たる営業所の所在地	
業務の内容	
会社の状況 (直近の決算期より)	売上高: 総資産: 経常損益: 資本金: 当期損益:
役員の役職名及び氏名 (注)	
役員及び使用人の数	
保有議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
特殊関係者となる理由	
主要株主等の構成	A社 個(総株主の議決権に対する割合 %) B社 個(総株主の議決権に対する割合 %) C社 個(総株主の議決権に対する割合 %)
実行予定日	年 月 日()

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 当該共済団体出身役員の場合には、その旨記載すること。

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

特殊関係者でなくなった届出書

〇〇が特殊関係者でなくなったので、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第28条第5号及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則(令和5年厚生労働省令第72号)第50条第1項第7号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

商 号 又 は 名 称	
本店又は主たる営業所の所在地	
業 務 の 内 容	
保 有 議 決 権 数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
特殊関係者でなくなった理由	
特殊関係者でなくなった日	年 月 日()

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

特殊関係者の主な業務の内容変更届出書

特殊関係者が主な業務の内容を変更することについて、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第28条第5号及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則(令和5年厚生労働省令第72号)第50条第1項第8号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

特殊関係者の商号又は名称		
特殊関係者の所在地		
主な業務内容	変更前	
	変更後	
変更予定日		年 月 日 ()
理 由		

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

文 書 番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

子会社が子会社でなくなった届出書

子会社が子会社でなくなったので、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第 80 号)第 28 条第2号及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則(令和5年厚生労働省令第 72 号)第 50 条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名	称	
主たる営業所又は 事務所の所在地		
業 務 の 内 容		
保有議決権数	変更前	個(総株主の議決権に対する割合 %)
	変更後	個(総株主の議決権に対する割合 %)
子会社でなくなった理由		
子会社でなくなった日		年 月 日()

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

子会社の商号変更届出書

子会社〇〇が商号を変更することについて、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に
係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第28条第5号及び中小事業主が行う事業に従事す
る者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則(令和5年厚生労働省令第72号)第50条
第1項第4号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

子会社の商号	変更前	
	変更後	
子会社の本店の所在地		
変 更 予 定 日		年 月 日()
変 更 の 理 由		

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

子会社の本店の所在地変更届出書

子会社〇〇が本店の所在地を変更することについて、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第28条第5号及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則(令和5年厚生労働省令第72号)第50条第1項第4号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

子会社の商号又は名称		
本店の所在地	変更前	
	変更後	
変更予定日		年 月 日()
変更の理由		
変更に係る費用		

添付書類

- 1 変更予定地の見取図
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

子会社の業務の内容変更届出書

子会社〇〇が業務の内容を変更することについて、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第28条第5号及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則(令和5年厚生労働省令第72号)第50条第1項第4号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

子 会 社 の 商 号		
子 会 社 の 所 在 地		
主 な 業 務 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 予 定 日		年 月 日 ()
変 更 の 理 由		

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

子会社の合併届出書

子会社〇〇が合併することについて、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第28条第5号及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則(令和5年厚生労働省令第72号)第50条第1項第4号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

新 会 社 の 概 要 (1) 商号 (2) 所在地 (3) 資本金 (4) 株主構成 (5) 役員の役職名及び氏名 (6) 使用人数 (7) 事業内容						
旧会社の概要 ...						
合 併 の 形 態						
合 併 の 理 由						
合 併 の 期 日						
業 績 予 想 (単位:百万円)						
	区 分	前々期 実績	前期 実績	当期 見込み	翌期 予想	翌々期 予想
	...					
	営業収益					
	営業費用					
	営業損益					
	...					
	経常損益					
	...					
	当期損益					
	...					

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

子会社の解散(又は業務の全部の廃止)届出書

子会社〇〇が解散(又は業務の全部を廃止)することについて、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第28条第5号及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則(令和5年厚生労働省令第72号)第50条第1項第4号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

解散(又は業務の全部を廃止)する子会社の商号	
所在地	
資本金	
株主構成	
役員 の 役 職 名 及 び 氏 名	
使 用 人 数	
業 務 の 内 容	
解散(又は業務の全部を廃止)する理由	
解 散 (又 は 業 務 全 部 廃 止) 予 定 日	年 月 日 ()

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

厚生労働大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職名・氏名
(連絡先:電話番号 担当者名)

共済契約管理業者の廃業等届出書

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第 80 号)第 36 条第4項の規定に該当することとなった(同項第1号の共済事業を廃止した、同項第2号の合併により消滅した、同項第3号の破産手続開始決定により解散した、同項第4号の合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した、同項第5号の全ての共済契約を移転し、又は事業の全部を承継させ、若しくは譲渡した)ため、同項に基づき届出します。

※上記の()内は届出内容により適宜修正すること。

添付書類

- 1 理由書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

厚生労働大臣 殿

名 称
代表者名

共済団体の解散等認可申請書

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第 80 号。以下「法」という。)第 42 条に規定する(同条第1項第1号の共済団体の解散についての社員総会の決議をした、同条第1項第2号の共済事業の廃止についての社員総会又は評議員会の決議をした、同条第1項第3号の共済団体を全部又は一部の当事者とする合併(法第 45 条第1項の合併を除く。)をした)ため、同条に基づき認可について申請いたします。

※上記の()内は届出内容により適宜修正すること。

添付書類

○第1号に該当する場合

- (1) 理由書
- (2) 社員総会の議事録
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) 当該共済団体が締結した共済契約がないことを証する書面
- (5) 当該共済団体が締結した共済契約があるときは、当該共済契約の処理方針を記載した書面
- (6) その他法第42条第2項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

○第2号に該当する場合

- (1) 理由書
- (2) 社員総会又は評議員会の議事録
- (3) 貸借対照表
- (4) 当該共済団体が締結した共済契約がないことを証する書面
- (5) 当該共済団体が締結した共済契約があるときは、当該共済契約の処理方針を記載した書面
- (6) その他法第 42 条第2項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

○第3号に該当する場合

- (1) 理由書
- (2) 合併契約の内容を記載した書面
- (3) 当事者である共済団体の社員総会又は評議員会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- (4) 各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書
- (5) 合併費用を記載した書面
- (6) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)第 248 条第2項又は第 252 条第2項の規定による公告又は催告をしたこと及び異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
- (7) 当事者である共済団体が締結した共済契約がないことを証する書面
- (8) 当事者である共済団体が締結した共済契約があるときは、当該共済契約の処理の方針を記載した書面
- (9) 合併の当事者の一方が共済団体でない場合においては、当該共済団体でない当事者の従前の

定款

(10) その他法第42条第2項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

年 月 日

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

共 済 代 理 店 設 置 届 出 書

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第28条第4号の規定に基づき、共済代理店の届出をいたします。

(ふりがな) 商号・名称 又は氏名	(ふりがな) 代表者又は 管理人の氏 名(法人等 の場合)			
	生年月日		年 月 日(男・女)	
法人等の 場合は本店 の所在地				
事務所の名 称、所在地	名 称		所 在 地	
他に業務を 行っている 場合はその 業務の種類				
所属共済団 体の名称				
備 考			※抹 消 (年 月 日)	※受 付
			事 由	

(記載上の注意)

- ※欄は、記載しないこと。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

共 済 代 理 店 廃 止 届 出 書

下記共済代理店について廃止しましたので、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第28条第4号の規定に基づき、共済代理店の廃止を届出いたします。

記

共済代理店の商号、名称又は氏名	
共済代理店の所在地	
所属共済団体	
共済代理店廃止年月日	

厚生労働大臣 殿

名称

代表者名

今般、以下のように { ① 障害等が発生した
②サイバー攻撃を検知した
③サイバー攻撃の予告を受けた } ので、報告します。

(新規・続報) 障害等発生報告書

厚生労働省 受付者名	
受付日時	年 月 日 時 分
連絡者	所属 : (電話番号) - - 氏名 :
状況	発生日時: 年 月 日 時 分頃
障害原因	未確認・確認済()
復旧見込	日 時頃・不明
復旧までの影響	
対処状況	復旧までの対応策 : 対 外 説 明 :
事後改善策	

(記 載 要 領)

1. 障害発生等の状況に照らして報告文中の①～③のいずれかを選択するとともに、太枠内を記載すること。
2. 障害の状況等が多岐に亘る場合、本様式記載のうえ別紙添付可(様式任意)。
3. 「状況」欄には、障害等の状況のほか、発生場所(市町村名まで)、被害が確認されている場合には必要に応じ、被害の状況を記載すること。
4. 「対処状況」の「復旧するまでの対応策」については、応急措置、抜本的対応(代替措置等)、抜本的対応の準備に要する時間等を記載すること。
5. 障害等がサイバーテロによるものである場合は、以下の事項についても、判明した範囲で記載すること。
 - ① 攻撃の種別(不正アクセス、サービス不能攻撃、情報漏えい・改ざん、システム破壊等)及び原因(セキュリティーホール、侵入経路、不正プログラム等)【障害原因欄】
 - ② その他の連絡先(警察、セキュリティー関係機関、他省庁等)【対処状況欄】
 - ③ 他の事業者に対する攻撃の可能性【状況欄】

文書番号

年 月 日

(名称)

(代表者名) 殿

厚生労働大臣

検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

令和 年 月 日を検査実施日として、(〇〇〇〇等について)貴法人を検査した結果を令和 年 月 日付〇〇第 号で通知したところであるが、通知した事項について、その事実認識、発生原因分析、改善・対応策について、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第 80 号)第 29 条第1項に基づき報告を求めるので、令和 年 月 日()までに報告されたい。

なお、この処分について不服があるときには、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6か月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

連 絡 箋

属 性			
日時・場所	年 月 日 () [電話・来庁・その他]		
照会者		応接者	
照会内容			
回答案			
処 理			

応 接 箋

属 性			
日時・場所	年 月 日 () [電話・来庁・その他]		
照会者		応接者	
照会内容			
回答			

文書番号
年 月 日

(名称)
(代表者名) 殿

厚生労働大臣

共済事業の認可について

年 月 日付で申請のあった標記のことについては、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第3条に基づく共済事業に認可しましたので通知します。

記

認可年月日 年 月 日

(名称)
(代表者名) 殿

厚生労働大臣

共済事業の不認可について

年 月 日付であった共済事業の認可申請については、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第6条の規定に基づき審査した結果、不認可としたので、通知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6か月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

認可しない理由

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

子会社の保有についての承認申請書

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第16条に規定する子会社の保有について、申請いたします。

添付書類

- 理由書
- 当該共済団体に関する次に掲げる書類
 - 最終の貸借対照表、損益計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - 当該承認後における収支の見込みを記載した書類
- 当該承認に係る子会社に関する次に掲げる書類
 - 商号及び本店の所在地を記載した書類
 - 業務の内容を記載した書類
 - 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - 取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)又は監査役の役職名及び氏名又は名称を記載した書類
- その他参考となるべき事項を記載した書類

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

他の事業の承認申請書

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第10条第2項ただし書に規定する他の事業を行いたいので申請いたします。

名 称	
認 可 年 月 日	
承 認 を 受 け よ う と す る 事 業 の 種 類	
当 該 事 業 の 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 当該事業の内容及び方法
- 2 当該事業を所掌する組織及び人員配置
- 3 当該事業の運営に関する内部規則等

厚生労働大臣 殿

名称
代表者名

他の事業(休止・廃止・再開)届出書

他の事業の(全部・一部)を(休止・廃止・再開)したので、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第28条第5号及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則(令和5年厚生労働省令第72号)第50条第1項第5号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

(休止・廃止・再開)する事業の種類	
当該事業の(休止・廃止・再開)年月日	年 月 日

※ 上記の()内は届出内容により適宜修正すること。

添付書類
理由書